

建築物の新築・増改築または取壊しをされた方へ

家屋の増改築をしたり、倉庫や物置、車庫を新築（増改築）されると、固定資産税の対象となり、申告の義務が生じます。

家屋の増改築や倉庫などの新築（増改築）をされた場合は、お

太陽光発電設備を設置される場合

太陽光パネルなどの太陽光発電設備（再生可能エネルギー発電設備）を設置した時は、固定資産税の課税対象となり、償却資産（固定資産）として町への申告が必要な場合があります。

下表で「課税の対象」に該当する場合は、令和4年1月31日（月）までに償却資産の申告をしていただく必要があります。

対象となる方には、12月末頃に申告案内を送付させていただきます。

設置者	設備の発電規模	
	10kw以上	10kw未満
個人（住宅）	発電量の全量または余剰を売却する場合は、償却資産と課税の対象となります。	事業用資産と償却資産の対象外となります。
個人（事業用）	事業用資産となるため、売電の有無にかかわらず償却資産として課税の対象となります。	
法人		

※一定の要件を満たす設備に対しては、特例措置が適用され、税負担が軽減される場合があります。

すので、事前にご連絡をお願いします。

手数料ですが、完成後に税務課までご連絡ください。また、建物を取り壊した場合には、滅失登記等で取り壊しの把握に努めておりますが、滅失登記がされていないものや未登記建物については、適正な課税をおこなうため、必ず届出をおこなってください。

町営駐車場 郵便局でも一時利用手続きができます

郵便局名	住所
内原	萩原860
日高志賀	志賀1349-1
日高比井	比井954-5



【一時利用】

ご利用前に、企画まちづくり課または左記の郵便局にて「一時利用駐車票」をお買い求めください。安全上、電車の発車時刻に余裕を持ってお越しください。

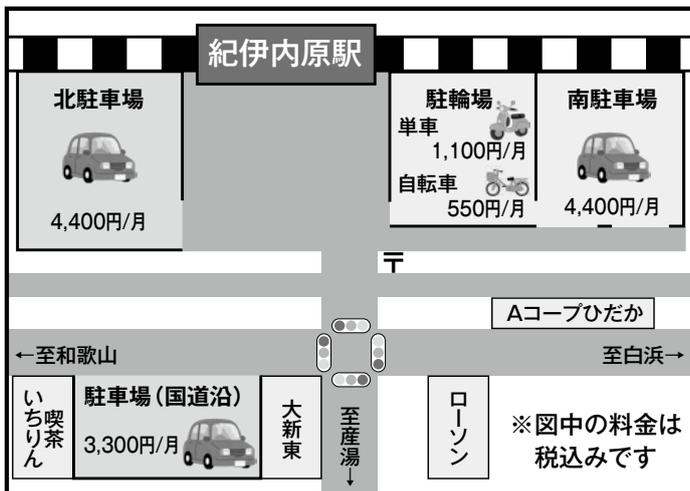
【定期利用】

企画まちづくり課まで印鑑をご持参の上お申し込みください。（申請書の記入が必要となります）

詳しくは、企画まちづくり課（☎63・3806）まで。

軽・普通自動車 一時利用1日最大660円

区分	駐車時間	料金(円)	備考
普通自動車 軽自動車	1時間につき	110円	1時間に満たない端数時間は、1時間とする。
	6時間を超えるとき	660円	1日につき、660円を限度とする。
	1か月定期	4,400円 3,300円	紀伊内原駅北側、南側 国道沿い
自動2輪車 原動機付自転車	1日1回につき	110円	
	1か月定期	1,100円	
自転車	1日1回につき	55円	
	1か月定期	550円	



産業建設課
お知らせ

お問い合わせ
☎63・3804

屋外広告物を設置される場合は設置許可等の申請が必要です

和歌山県では「良好な景観を形成」「風致の維持」「公衆に対する危害の防止」を目的に屋外広告物について、必要な規制を行うため、屋外広告物法に基づく和歌山県屋外広告物条例を制定しています。

平成18年4月1日から屋外広告物の設置の許可に関する事務等、県条例に基づく事務の一部を町が行うことになっています。

法令や条例の規定によるものおよび公職選挙法による選挙活動のためのもの等は適用除外となりますが、その他、一般広告物だけでなく、自家用広告物等についても対象となります。許可

地域および禁止地域内で屋外広告物を設置するためには、一定の基準を満たし、許可を受ける必要があります。

◆屋外広告物とは

- ① 常時または一定の期間継続して表示されるもの
- ② 屋外で表示されるもの
- ③ 公衆に表示されるもの
- ④ 看板、立て看板、はり紙およびはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、または表示されたもの並びにこれらに類するもの

(具体例)

- ・ はり紙・はり札・壁面広告・案内広告・旗・のぼり・屋上広告・街頭柱添架広告・独立広告・アドバルーン・突出広告・電柱広告・立て看板・アーチ添架広告・広告幕・電光表示広告など

◆許可地域

屋外広告物の表示または掲出物件を設置するのに許可が必要な地域(禁止地域を除く日高町全域・第2種地域)

◆禁止地域

原則として、屋外広告物の表示または掲出物件を設置することができない地域(一般国道42号線(東光寺交差点から由良町までの間)等)

◆屋外広告物を設置する前に

- ① 表示しようとする広告物が禁止広告物に該当するものではないか、広告物を表示しようとする物件が禁止物件ではないか確認しましょう。
- ② 適用除外の基準を満たすか確認しましょう。
- ③ 広告物を表示しようとする地域が禁止地域でないかを確認しましょう。
- ④ 広告物を表示しようとする地域が許可地域である場合、表示しようとする広告物の大きさや表示方法等が許可の基準に適合しているか、検討する必要があります。

詳しくは、産業建設課(☎63・3804)まで。

※左図のようなものを屋外広告物といえます

